

## 金沢市内川第1建設発生土処理施設

「公共建設工事に伴い発生する建設発生土を計画的に処理します。」

※ 「建設発生土」とは  
公共建設工事に伴い副次的に発生する土砂であり  
盛土、土地の造成等に利用できるものをいいます。  
廃棄物、人工的に作られた放射性物質によって  
汚染されたものなどを除きます。

### 【施設概要】

- ・ 規 模 30ha
- ・ 受入土量 280万 m<sup>3</sup>
- ・ 受入期間 平成26年度～平成39年度
- ・ 対象土砂 主に金沢市発注の公共工事からの発生土
- ・ 手 数 料 押土等にかかる処理手数料 830円/m<sup>3</sup>(消費税込)  
「金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例」に基づく

### 【開場時間】

午前9時から午後5時まで

### 【休業日】

日曜日、毎月の第2土曜日及び第4土曜日  
12月29日から翌年の1月3日までの日

※<施設に建設発生土を搬入する事ができる者>

- ・金沢市等と公共建設工事に係る請負契約を締結している者で、あらかじめ搬入について市長の承認を得たものに限りです。

【遵守事項】(管理に関する条例・規則に基づく)

- 建設発生土以外のものを搬入しないでください
- 施設を損傷しないように十分注意してください。
- 建設発生土の搬入にあたっては、積載容量を超えて建設発生土を積載しないで下さい。
- 建設発生土の搬入にあたっては、搬入車両に標識(プレート)を提示するとともに搬入伝票を携帯してください。
- その他施設の係員の指示に従ってください。

施設名称 金沢市内川第1建設発生土処理施設

所在地 金沢市小原町ユ104番地4

管理運営 金沢建設業協同組合

〒921-8036

金沢市弥生2丁目1番23号

石川県建設総合センター内

T E L 076-243-5868

F A X 076-242-4331